

労働委員会の窓（令和8年4～6月分）

《 会議関係 》

- 4月10日 第1255回愛媛県労働委員会総会
「事務局職員人事異動に伴うあっせん員候補者の委嘱について」など7件
- 4月24日 第1361回公益委員会議
「令和8年（不）第1号事件の審査経過について」など6件
- 5月19日 四国ブロック労働委員会会長連絡会議（徳島県）
「労働組合と会社の各々があっせん申請を同時期に行った場合におけるあっせんの進め方について」など3件
- 5月22日 第1256回愛媛県労働委員会総会
「四国労働委員会協議会総会（三者会議）の議題等について」など6件
- 6月5日 第1362回公益委員会議
「令和8年（不）第1号事件の審査経過について」など3件
- 6月12日 全国労働委員会会長連絡会議（熊本県）
「あっせんによる合意成立後に不履行を繰り返す法人への対応について」
- 6月16日 第113回四国労働委員会協議会総会（愛媛県）
「昇進差別事件における不当労働行為の認定について」など3件
- 6月26日 第1257回愛媛県労働委員会総会
「愛媛県労働委員会委員の退任に伴うあっせん員候補者の解嘱について」など7件

《 集团的労使紛争関係 》

○ 審査事件

事件番号	業種	申立年月日	労働組合法 7条該当号	申立内容	終結状況
8年(不) 第1号	運輸業	R8.1.28	3	支配介入の禁止 謝罪文の掲示	係属中

《 個別的労使紛争関係 》

○ 労働相談

	相談者数	相談件数
4 月	3 0	5 9
5 月	2 5	3 7
6 月	2 0	3 4
累計（4月～）	7 5	1 3 0

※相談者数と相談件数は、相談事項が複数にわたることがあるため一致しない。



仕事のモヤモヤまず相談！ 愛媛県労働委員会にご相談ください



- 働き始める前に、必ず労働条件を確認しましょう。労働契約を締結する際に、会社は労働者に労働条件を明示する義務があります。
- サービス残業（賃金不払残業）は、法律上許されるものではありません。会社には労働の対価をきちんと支払ってもらいましょう。
- 年次有給休暇は、勤務期間などの条件を満たせば、正社員でなくても付与されることがあります。また、取得理由を伝える必要はありません。
- 解雇は、会社が自由に行えるものではなく、誰もが納得できる理由が必要です。

相談は無料・秘密厳守です。お気軽にお電話ください！

愛媛県労働委員会

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

089-912-2996

E-mail: raudou@pref.ehime.lg.jp

HP : <http://www.pref.ehime.jp/page/2573.html>

